

# 給与支払報告書(記入例)

7										種別	整理番号							
区分										受給者番号								
支払いを受ける者 住所 和光市広沢 - x										個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2								
職名 (フリガナ) ワコウ タロウ										氏名 和光 太郎								
種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額								
給料・賞与	6 847 500			5 062 750			3 149 846			0								
(源泉控除対象配偶者の有無等)		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)				障害者の数		その他								
有	従有	380 000		特定	老人	その他	16歳未満扶養親族の数	特別	その他	非居住者である親族の数								
				1	1	1	5			1								
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額									
909			846 120 000			50 000												
(摘要) 普F 源泉徴収時所得税減税控除済額 95,600円 控除外額 144,400円 前職分 増玉県さいたま市浦和区高砂 - - 株式会社 x x 商事 令和6年3月31日退職 支払金額975,000円 社会保険料 126,945円 徴収税額31,140円 (1)和光雪子(年少)																		
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額	180,000	旧生命保険料の金額	100,000	介護医療保険料の金額	90,000	新個人年金保険料の金額	360,000	旧個人年金保険料の金額	180,000							
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等年末残高(1回目)	円									
		住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	円									
(源泉・特別)控除対象配偶者		フリガナ	ワコウ サツキ		区分	配偶者の合計所得		円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	19,600						
		氏名	和光 さつき					0	基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円						
		個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3				
控除対象扶養親族		フリガナ	ワコウ イチロウ		区分	1		フリガナ	ワコウ ジロウ		区分	5		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号				
		氏名	和光 一郎			01		氏名	和光 次郎			(1)		8910123456789				
		個人番号	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5			
		フリガナ	ワコウ ミツ		区分	2		フリガナ	ワコウ サブロウ		区分	6						
氏名	和光 ミツ					氏名	和光 三郎											
個人番号							5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6
フリガナ	ワコウ ハナコ		区分	3		フリガナ	ワコウ ハナコ		区分	7		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号						
氏名	和光 花子					氏名	和光 花子											
個人番号	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7						
フリガナ	ワコウ ツキコ		区分	4		フリガナ	ワコウ ツキコ		区分	8								
氏名	和光 月子					氏名	和光 月子											
個人番号	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8						
未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者等	専業主婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職			受給者生年月日						
					特別	その他			就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日	
									6	12	4	1	31	43	1	x		
支払者		個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7			
		住所(居所)又は所在地	和光市広沢 -															
		氏名又は名称	株式会社 産業 (電話) 048-464-x x x x															

令和6年1月～12月までの給与支払報告書については、「 」とご記載ください。  
 「氏名(フリガナ)」、「住所」、「受給者生年月日」は、個人を特定する上で不可欠ですので、必ずご記載ください。  
 本人、扶養親族ともに、「個人番号(マイナンバー)」をご記載ください。  
 「控除対象配偶者」と「控除対象扶養親族」については、上段の枠内に「控除対象配偶者の有無」、「配偶者(特別)控除の額」、「扶養親族の数」、「扶養親族のうち障害者に該当する人数」等をご記載ください。  
 あわせて、下段に「控除対象配偶者」や「控除対象扶養親族」の氏名と個人番号を必ずご記載ください。  
**非居住者である親族について扶養控除の適用を受ける場合の記載は、次ページ以降をご覧ください。**  
 「生命保険料の控除額」には、計算後の生命保険料控除額をご記載ください(支払額ではありません)。  
 「生命保険料の金額の内訳」には、生命保険料の控除額を計算するための生命保険料の支払額を保険の種類ごとにご記載ください。  
 「住宅借入金等特別控除の額」については、所得税の計算上において、所得税を控除した額をご記載ください。  
 「住宅借入金等特別控除の額の内訳」については、控除を計算するための「住宅借入金等特別控除適用数」、「居住開始年月日」、「控除区分」、「年末残高」の全てについて漏れなくご記載ください。  
 (摘要)欄について  
 1 普通徴収に該当する場合、「普通徴収切替理由書」をご覧ください、切替理由の略号(普A・普B等)をご記載ください。  
 2 前職分の給与を合算して年末調整をした場合、前職分の『所在地、名称等』、『支払金額』、『社会保険料』、『徴収税額』をご記載ください。記入のない場合、他の個人別明細書支払金額と合算して計算します。  
 3 給報の訂正、再提出、租税条約適用等の連絡事項がある場合にはご記載ください。  
 4 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、当該同一生計配偶者の氏名及びその方が同一生計配偶者である旨をご記載ください。  
 例) 氏名(同配)  
 5 控除対象扶養親族が5人以上いる場合、「摘要」欄において氏名の前に括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」又は「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に、5人目以降の扶養親族の個人番号をご記載ください。この場合、個人番号の前に、「摘要」の欄に記載した氏名との対応関係が分かるように括弧書きの数字を付してください。  
 6 定額減税と、退職所得のある配偶者又は扶養親族の氏名等の記載は、次ページ以降をご覧ください。  
 支払をする方の個人番号または法人番号を記載してください。

## 定額減税に関する記載について

定額減税に関する記載方法は、国税庁ホームページ「定額減税 特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

及び「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2024/index.htm>

をあわせてご覧ください。

### 【年末調整をした給与等の場合】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。

内容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 × × × 円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 × × × 円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額 0 円」
合計所得金額が 1,000 万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

(注)「(摘要)」欄の記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないようにしてください。

### 【年末調整をしない給与等の場合】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

(注) 令和6年6月1日以後に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の精算を行います。

## 退職所得のある配偶者又は扶養親族の氏名等の記載について

○令和6年中に退職所得（源泉徴収されたものに限る。以下同じ。）を有する配偶者（退職所得を除く合計所得金額（地方税法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が133万円以下であるものに限る。）・扶養親族（退職所得を除く合計所得金額が48万円以下であるもの）がいる場合

（摘要）欄に、括弧書きの数字を付した上で、次の事項についてご記載ください。

- ・氏名 氏名の前に必ず（退）を付けてください。
- ・配偶者又は扶養親族である場合はその旨
- ・生年月日
- ・住所
- ・障害者又は特別障害者である場合はその旨
- ・国外に居住する非居住者である場合はその旨
- ・令和6年分の退職所得を除いた合計所得金額の見積額
- ・納税者が寡婦又はひとり親である場合はその旨

5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄に『個人番号』をご記載ください。

このとき、個人番号の前に、上記 で記載した括弧書きの数字と同じ括弧書きの数字を付してください。

## 非居住者の控除対象扶養親族がいる場合の記載方法等について

非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合の記載方法等は、  
国税庁ホームページ「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/gaikokugo/02.htm>

及び「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2024/index.htm>

をあわせてご覧ください。

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者)が非居住者である場合には、区分の欄に「 」を付してください。

また、控除対象扶養親族については、区分の欄に次表の分類に応じて、次のように記載してください。

控除対象扶養親族の分類	記載方法
居住者	空欄
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生 1)	02
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金 2)	04

1 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方をいいます。

2 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方をいいます。

3 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

(注) 1 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。

2 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、年途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。